

この「境界確定成果簿」は

あなたの財産をおまもりします！

このたび関係者立会のもと、境界確認書・境界確定協議書の通り境界が確定しました。確定した証に境界杭（標）を設置しましたので、今後は境界杭（標）が移動・亡失しないよう十分お気をつけ下さい。

この「成果簿」は境界の位置・状況、測量方法、立会人等を明示した境界確認書、境界確定協議書、その他境界確定での重要な資料を添付していますので、今後大切に保存して下さい。なお、今後の境界トラブルを防止するため、隣地所有者にも同じ境界確定書類を配布していますから、どうぞご安心ください。

今後あなたが（隣接者も含めて）境界に擁壁、塀等の構造物を築造する場合、家を新築する場合には必ずこの「成果簿」により境界をよく確かめてから行って下さい。

もし、工事等により境界杭（標）が移動・亡失した場合には、ご自分であるいは工事業者に勝手に復元させることなく、必ず当事務所にご連絡ください。この「成果簿」により、正確に復元いたします。

なお、今後売買等で所有権移転される場合は、必ずこの「成果簿」を買主様にお渡し下さるよう、切にお願いします。

2003年2月5日

畠中登記測量事務所

岡山市浜一丁目7番30-10号
土地家屋調査士 畠中 秋夫